

改正後						改正前							
「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-						「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-							
第1章 (省略) 第2章 共通事項 第1節 (省略) 第2節 汎用申請関係手続 システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。 ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第21節(国際観光旅客税納付関係手続)を参照すること。 1から4まで (省略) [付表] 汎用申請対象手続一覧(手続別特記事項) 【監視関係】 (省略) 【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】 (省略) 【知的財産関係】 (省略) 【保稅関係】 官署制限：申請官署制限手続 時間外：時間外執務要請届が必要な手続 手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続 通関士：通関士審査必要手続(申請を代理する場合に限る。)						第1章 (同左) 第2章 共通事項 第1節 (同左) 第2節 汎用申請関係手続 システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。 ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第21節(国際観光旅客税納付関係手続)を参照すること。 1から4まで (同左) [付表] 汎用申請対象手続一覧(手続別特記事項) 【監視関係】 (同左) 【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】 (同左) 【知的財産関係】 (同左) 【保稅関係】 官署制限：申請官署制限手続 時間外：時間外執務要請届が必要な手続 手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続 通関士：通関士審査必要手続(申請を代理する場合に限る。)							
申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項	申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
(省略)						(同左)							
H86	他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出					1 廃棄しようとする外国貨物が、他所蔵置場所に置かれているものであり、かつ、その廃棄の内容が減却に該当するものである場合は、申請手続種別コード「H23」(減却(廃棄)承認申請(他所蔵置場所にある貨物))により申請させる。 2 当該手続により廃棄された場合において、その廃棄が減却以外の廃棄であるときは、その廃棄後の現況により輸入手続を要することから、留意すること。	(同左)						
HL1	指定保稅地域の規則の届出					指定保稅地域において貨物を管理する者が定めた又は変更した保稅業務規則を添付する。	(新規)						
H93	保稅蔵置場許可申請					申請時に次のものを添付させる。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者(法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出させる。 ① 信用状況を証するに足る書類 イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書 ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの(原本は別途送付又は持参。) ② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表 ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は、当該委託契約書	H93	保稅蔵置場許可申請					申請時に次のものを添付させる。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者(法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出させる。 ① 信用状況を証するに足る書類 イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書 ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの(原本は別途送付又は持参。) ② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表 ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は、当該委託契約書

改正後					改正前				
				④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書 ⑤ 貨物管理に関する <b>保税業務規則</b>					④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書 ⑤ 貨物管理に関する <b>社内管理規定</b>
H94	保税工場許可申請			申請する場合は、次の書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業員を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出すること。 ① 信用状況を証するに足りる書類 イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書 ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの（原本は別途送付又は持参。） ② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表 ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書 ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書 ⑤ 貨物管理に関する <b>保税業務規則</b> ⑥ 許可を受けようとする工場の図面、作業工程図、製造設備等	H94	保税工場許可申請			申請する場合は、次の書類を添付する。なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業員を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出すること。 ① 信用状況を証するに足りる書類 イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書 ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの（原本は別途送付又は持参。） ② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表 ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書 ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書 ⑤ 貨物管理に関する <b>社内管理規定</b> ⑥ 許可を受けようとする工場の図面、作業工程図、製造設備等
H95	保税展示場許可申請	●		1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 2 申請する場合は、必要に応じ次のものを添付する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の信用状況を証するに足りる書類</li> <li>保税展示場及びその付近の図面</li> <li>利用見込書</li> <li>申請者が法人である場合においては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し</li> <li>その他参考となるべき事項を明らかにする書類</li> </ul>	(同左)				
H97	博覧会等の指定に関する承認申請	●		—	(同左)				
H96	総合保税地域許可申請	●		1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 2 申請する場合は、必要に応じ次のものを添付する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の信用状況を証するに足りる書類</li> <li>総合保税地域及びその付近の図面</li> <li>利用見込書</li> <li>登記事項証明書及び定款の写し</li> <li>貨物管理に関する<b>保税業務規則</b></li> <li>その他参考となるべき事項を明らかにする書類</li> </ul>	H96	総合保税地域許可申請	●		1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 2 申請する場合は、必要に応じ次のものを添付する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の信用状況を証するに足りる書類</li> <li>総合保税地域及びその付近の図面</li> <li>利用見込書</li> <li>登記事項証明書及び定款の写し</li> <li>貨物管理に関する<b>社内管理規定</b></li> <li>その他参考となるべき事項を明らかにする書類</li> </ul>
HJ9	電子情報処理組織を使用することができることを証する書類提出			—	(同左)				

改正後					改正前				
H54	保税地域許可期間更新申請 (保税蔵置場)			<p>申請する場合は、必要に応じて次の書類を添付する。なお、許可を受けている保税地域の当初許可申請時の添付書類に記載された内容について、変更がない場合は当該書類の添付を省略することができる。また、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出すること。</p> <p>① 信用状況を証するに足る書類                      イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書                      ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの（原本は別途送付又は持参。）</p> <p>② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表                      ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書                      ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書                      ⑤ 貨物管理に関する<b>保税業務規則</b></p>	H54	保税地域許可期間更新申請 (保税蔵置場)			<p>申請する場合は、必要に応じて次の書類を添付する。なお、許可を受けている保税地域の当初許可申請時の添付書類に記載された内容について、変更がない場合は当該書類の添付を省略することができる。また、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出すること。</p> <p>① 信用状況を証するに足る書類                      イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書                      ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの（原本は別途送付又は持参。）</p> <p>② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表                      ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書                      ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書                      ⑤ 貨物管理に関する<b>社内管理規定</b></p>
H55	保税地域許可期間更新申請 (保税工場)	●		<p>申請する場合は、必要に応じて次の書類を添付する。なお、許可を受けている保税地域の当初許可申請時の添付書類に記載された内容について、変更がない場合は当該書類の添付を省略することができる。また、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出すること。</p> <p>① 信用状況を証するに足る書類                      イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書                      ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの（原本は別途送付又は持参。）</p> <p>② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表                      ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書                      ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書                      ⑤ 貨物管理に関する<b>保税業務規則</b></p>	H55	保税地域許可期間更新申請 (保税工場)	●		<p>申請する場合は、必要に応じて次の書類を添付する。なお、許可を受けている保税地域の当初許可申請時の添付書類に記載された内容について、変更がない場合は当該書類の添付を省略することができる。また、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出すること。</p> <p>① 信用状況を証するに足る書類                      イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書                      ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの（原本は別途送付又は持参。）</p> <p>② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表                      ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書                      ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書                      ⑤ 貨物管理に関する<b>社内管理規定</b></p>
H56	保税地域許可期間更新申請 (総合保税地域)	●		<p>1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。</p> <p>2 申請する場合は、必要に応じて次の書類を添付する。なお、許可を受けている保税地域の当初許可申請時の添付書類に記載された内容について変更がない場合は当該書類の添付を省略することができる。また、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法</p>	H56	保税地域許可期間更新申請 (総合保税地域)	●		<p>1 当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。</p> <p>2 申請する場合は、必要に応じて次の書類を添付する。なお、許可を受けている保税地域の当初許可申請時の添付書類に記載された内容について変更がない場合は当該書類の添付を省略することができる。また、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法</p>

改正後					改正前				
				<p>人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出すること。</p> <p>① 信用状況を証するに足る書類 イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書 ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの(原本は別途送付又は持参。)</p> <p>② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表 ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書 ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書 ⑤ 貨物管理に関する<b>保税業務規則</b></p>					<p>人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出すること。</p> <p>① 信用状況を証するに足る書類 イ 法人の場合は、最近の事業年度における事業報告書 ロ 個人の場合は、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの(原本は別途送付又は持参。)</p> <p>② 貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表 ③ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合は当該委託契約書 ④ 申請に係る土地、建物を賃借している場合は当該賃貸借契約書 ⑤ 貨物管理に関する<b>社内管理規定</b></p>
HE9	指定保税地域の処分等についての申請			<p>当該手続の申請は、適宜の様式に、土地又は建設物その他の施設の名称及び所在地並びに当該行為の概要及び事由を記載すること。また、申請に際して、当該行為の内容を明らかにした図面を添付する。</p>	(同左)				
H57	保税地域蔵置貨物種類変更届			<p>蔵置貨物の種類について変更又は追加を申請する場合は、変更又は追加する貨物に係る今後1年間の貨物取扱見込表を添付させる。</p>	(同左)				
H15	保税地域許可内容・規則の変更届出			<p>次の内容に変更があった場合に申請する。<b>③については変更後の保税業務規則を添付すること。</b></p> <p>① 保税蔵置場及び保税工場については、名称、所在地、支配人その他の主要な従業者(許可を受けた者が法人の場合は、商号及び役員を含む。)</p> <p>② 総合保税地域については、関税法施行令第51条の9第1項第2号から第5号(総合保税地域の許可の申請)までの事項(他の規定により承認申請又は届出をするものを除く。)</p> <p><b>③ 保税業務規則の内容</b></p>	H15	保税地域許可内容変更届出			<p>次の内容に変更があった場合は、申請させる。</p> <p>① 保税蔵置場及び保税工場については、名称、所在地、支配人その他の主要な従業者(許可を受けた者が法人の場合は、商号及び役員を含む。)</p> <p>② 総合保税地域については、関税法施行令第51条の9第1項第2号から第5号(総合保税地域の許可の申請)までの事項(他の規定により承認申請又は届出をするものを除く。)</p> <p><b>(新規)</b></p>
H13	同時蔵置特例届出			-	(同左)				
(省略)					(同左)				
HJ1	内部監査結果提出			-	(同左)				
HJ4	貨物の異常等に係る連絡			<p>当該手続は、外国貨物若しくは輸出しようとする貨物が保税地域に搬入若しくは搬出される際、又は搬入された貨物について内容の点検等の際に確認した関基<b>34-1</b>、34の2-<b>1</b>又は関基40-3、49-1に掲げる貨物の異常等について、書面による報告を行う場合に行うことができる。</p>	HJ4	貨物の異常等に係る連絡			<p>当該手続は、外国貨物若しくは輸出しようとする貨物が保税地域に搬入若しくは搬出される際、又は搬入された貨物について内容の点検等の際に確認した関基34の2-<b>(1)及び(2)</b>又は関基40-3、49-1に掲げる貨物の異常等について、書面による報告を行う場合に行うことができる。</p>
H01	貨物収容能力増減等の届(含:改築移転・工事)(保税蔵置場)			<p>保税地域の配置の関係を明らかにした簡易な平面図を提出する。</p>	(同左)				
(省略)					(同左)				
【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】					【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】				

改正後						改正前							
官署制限：申請官署制限手続 時間外：時間外執務要請届が必要な手続 手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続 通関士：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）						官署制限：申請官署制限手続 時間外：時間外執務要請届が必要な手続 手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続 通関士：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）							
申請手続種別 コード	手続名称	官署 制限	時間 外	手 数 料 等	通 関 士	特記事項	申請手続種別 コード	手続名称	官署 制限	時間 外	手 数 料 等	通 関 士	特記事項
(省略)						(同左)							
GH3	外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出（届出工場）	●				1 当該手続の届出先税関官署は、各税関の本関である。 2 届出の場合は、必要に応じ次のものを添付する。 ・届出工場及びその付近の図面 ・利用見込書 ・営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表 ・業務委託契約書 ・賃貸契約書							(同左)
GH4	届出に係るみなし許可変更届出（兼 保税蔵置場許可申請）	●				1 当該手続の届出先税関官署は、各税関の本関である。 2 届出の場合は、必要に応じ次のものを添付する。 ・ <u>保税業務規則</u>	GH4	届出に係るみなし許可変更届出（兼 保税蔵置場許可申請）	●				1 当該手続の届出先税関官署は、各税関の本関である。 2 届出の場合は、必要に応じ次のものを添付する。 ・ <u>社内管理規定</u>
GH5	届出に係るみなし許可変更届出（兼 保税工場許可申請）	●				1 当該手続の届出先税関官署は、各税関の本関である。 2 届出の場合は、必要に応じ次のものを添付する。 ・ <u>保税業務規則</u>	GH5	届出に係るみなし許可変更届出（兼 保税工場許可申請）	●				1 当該手続の届出先税関官署は、各税関の本関である。 2 届出の場合は、必要に応じ次のものを添付する。 ・ <u>社内管理規定</u>
GH7	外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届（届出工場）	●				—	(同左)						
(省略)						(同左)							
【調査関係】 (省略) 第3節から第30節まで (省略) 第3章及び第4章 (省略)						【調査関係】 (同左) 第3節から第30節まで (同左) 第3章及び第4章 (同左)							